

経営規模等評価申請の手引

平成20年12月

兵庫県県土整備部
県土企画局総務課建設業係

目 次

1	経営事項審査とは.....	1
2	経営事項審査（経営情報分析、経営規模等評価、総合評定値）の流れ.....	1
3	審査項目.....	3
4	経営事項審査における留意点.....	4
5	知事許可業者に係る経営事項審査.....	4
6	再審査の申立.....	6
7	経営事項審査関係書類の保存.....	6
8	経営事項審査の結果の公表.....	6
9	申請書類.....	7
10	経営規模等評価申請に必要な提示書類.....	8
11	審査手数料.....	13
12	国土交通大臣許可業者に係る経営規模等評価申請等.....	14
	許可行政庁（所管県民局の審査担当課）等一覧.....	16
	技術職員資格区分コード表（建設業法施行規則別表四）.....	17
	外国建設業者における技術職員資格区分コード表（建設業法施行規則別表五）.....	20
	技術職員資格区分コード（099）に該当するもの.....	23

1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満、その他の工事にあつては500万円未満である等いわゆる軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2）を除く。以下「公共工事」という。）を国、県その他の地方公共団体等の発注者（以下「発注機関」という。）から直接請け負おうとする建設業者（建設業法（昭和24年政令第100号）第3条第1項の許可を受けた者）が必ず受けなければならない審査です。
- (2) 公共工事の各発注機関は、公共工事の入札に参加しようとする建設業者について、あらかじめ資格審査を行い、欠格要件に該当しないかどうかを審査した上で、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けを行うこととしています。
- (3) 資格審査のうち、客観的事項の審査が、建設業法に定める経営事項審査です。
なお、経営事項審査は、「経営状況」と「経営規模、技術的能力その他の客観的事項（以下「経営規模等評価」という。）」について数値により評価します。

2 経営事項審査（経営状況分析、経営規模等評価、総合評定値）の流れ

(1) 経営状況分析（Y）

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が、自らの責任において経営状況に関する審査を行い、経営状況分析結果通知書を申請者に交付します（『登録経営状況分析機関一覧』については、国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000091.html）を参照ください。）

(2) 経営規模等評価（X、Z、W）

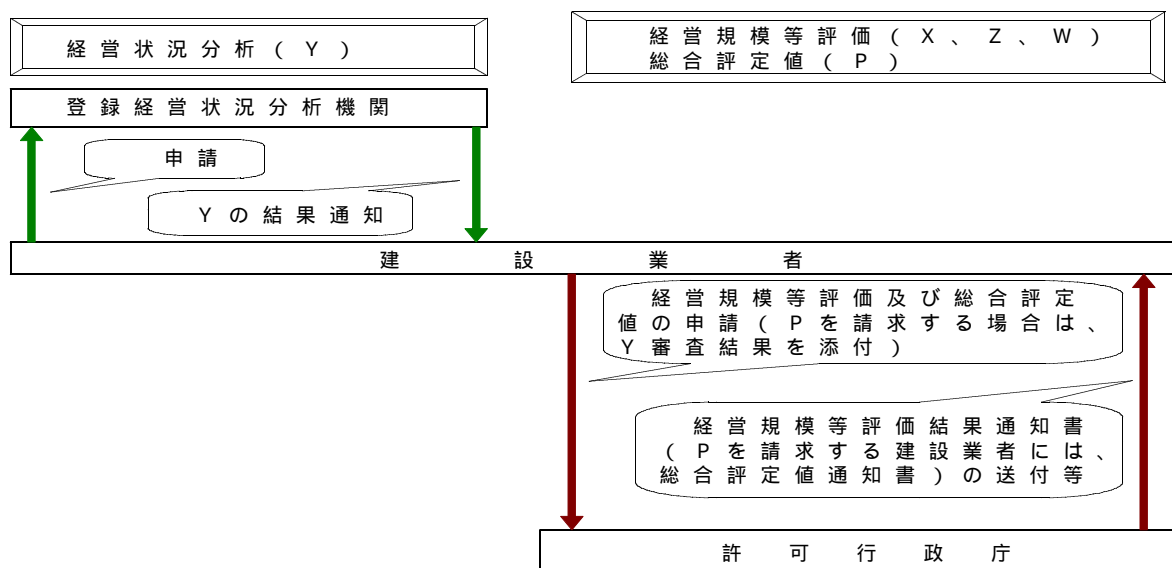
許可行政庁が、経営規模、技術力、社会性等に関する審査を行い、経営規模等評価結果通知書を申請者に交付します。

(3) 総合評定値（P）

総合評定値は、許可行政庁による経営事項審査の対象から切り離されており、経営規模等評価の申請時に、建設業者が経営状況分析結果通知書を添付して請求しなければ、当然には通知されません。

一方、ほとんどの発注機関の入札参加資格審査申請や入札参加においては、総合評定値の提出が求められますので、入札参加等をしようとする建設業者の方は、総合評定値の請求をしておくことをお勧めします。

《事務手続の流れ》



3 審査項目

(1) 経営事項審査は、次の項目について行われます。

項目区分			審査項目
経営規模	1	工事種類別年間平均完成工事高の評点	工事種類別年間平均完成工事高
	2	自己資本額及び利益額の評点	自己資本額 利払前税引前償却前利益
経営状況	Y	経営状況の評点	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フローの額 利益剰余金の額
技術力	Z	技術力の評点	工事種類別技術職員数 工事種類別元請完工高
その他の審査項目 (社会性等)	W	その他の審査項目(社会性等)の評点	労働福祉の状況 建設業の営業年数 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況
総合評定値	P	0.25 1 + 0.15 2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W	

(2) 結果通知

経営状況分析及び経営規模等評価の結果は、上記の各審査項目のそれぞれの数値を一定の基準(国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準)により評点で表わされ、経営状況分析結果通知書は登録経営状況分析機関から、経営規模等評価結果通知書は許可行政庁から、それぞれ通知されます。

(3) 総合評定値

総合評定値は、申請者から請求があった場合に、許可行政庁が、経営状況分析及び経営規模等評価の結果を基に算出し、通知することとなります。

(4) 激変緩和措置

ア 評点の激変緩和措置として、下記の 、 については申請者がそれぞれの状況に応じて自由に選択することができます。ただし、工事種類(業種)毎に異なるパターンを選択することはできません。

工事種類別完成工事高について、2年平均又は3年平均

自己資本額について、基準決算又は2年平均

イ なお、一度選択したパターン及び申請業種(許可の業種追加を除く。)は、次の審査基準日(決算日) が到来するまで変更することはできません。

審査基準日(決算日)

経営事項審査は、一部の例外を除き、経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日(決算日。以下「審査基準日」という。)を基準に審査を行います。

4 経営事項審査における留意点

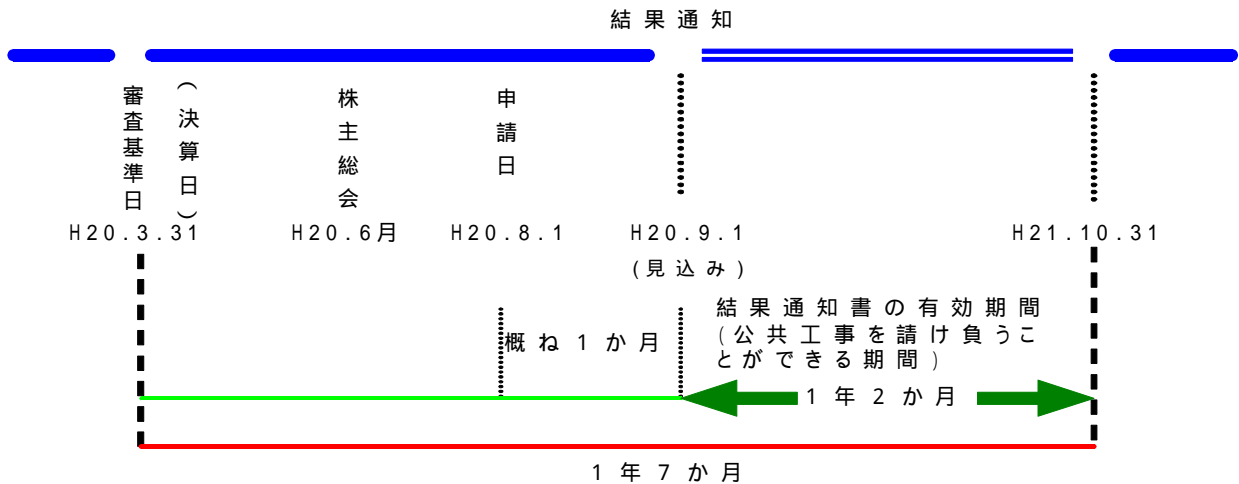
(1) 経営事項審査の有効期間

ア 経営状況分析及び経営規模等評価の結果通知書の有効期間は、それぞれの通知書の通知日や受け取った日付に関係なく、審査基準日（決算日）から起算して1年7か月となっています。

イ 一方、発注機関と直接公共工事の請負契約を締結するには、契約締結日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。

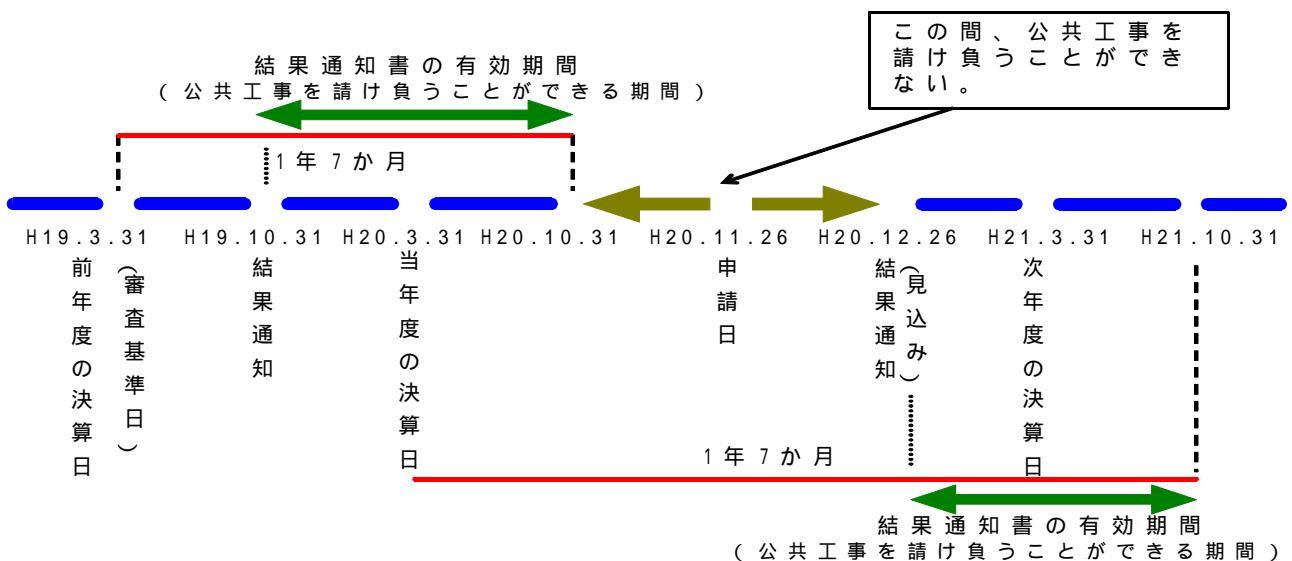
即ち、公共工事を請け負うことができる期間は、審査基準日から1年7か月以内の間となります（「入札参加資格者名簿」の有効期間とは関係ありません。）

《 経営事項審査の有効期間 》



(2) 毎年の受審（決算確定後、速やかな申請・請求）

ア 経営事項審査を前年度に受けていても、次年度の経営事項審査の申請が遅れた場合等には、前年度の経営事項審査の審査基準日である決算日から1年7か月を経過するまでに次年度の経営事項審査の結果通知書を受け取ることができず、その結果、通知書を受け取るまでの間（スキマの期間）は、公共工事を請け負うことができなくなる事態が発生することとなります。



イ したがって、公共工事を発注機関から直接請け負おうとする建設業者は、毎事業年度経過後、速やかに経営事項審査を受けておく必要があります。

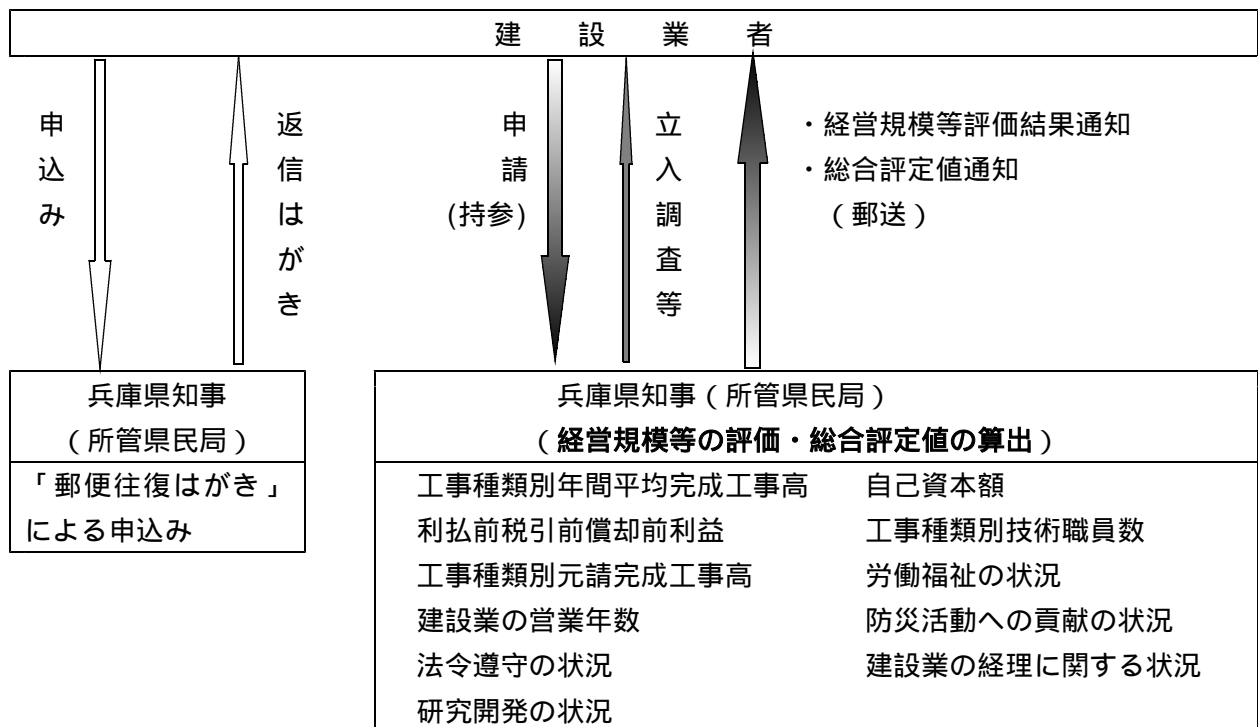
ウ また、申請から審査終了までの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに手続をするようにしてください。

5 知事許可業者に係る経営事項審査

- (1) 知事許可業者は、許可行政庁（主たる営業所の所在地を管轄する県民局。以下この項では「所管県民局」という。）の経営事項審査指定日（以下「審査日」という。）に、提出書類（下記「9 申請書類」）のほか、必要な提示書類（下記「10 経営規模等評価申請に必要な提示書類」）を持参の上、経営事項審査を受けてください。
- (2) また、審査の過程において、申請内容に疑義が生じた場合等には、必要に応じて関係書類の提出を求めたり、営業所への立入調査等を実施することがありますので、ご協力ください。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（知事許可業者）は、提出書類等に訂正等がある場合を除き、審査日から概ね1か月後の発送となります。

合併等における経営事項審査
 建設会社が合併した場合の経営事項審査は、合併後の会社の実態に即した評価を可能とするため、合併後最初の事業年度の終了の日を待たずに、合併期日や合併登記の日を審査基準日として審査を受けることができます。
 また、個人事業主であった者が、営業の同一性を失うことなく法人として新規に許可を取得した場合も、合併に準じて取り扱われます。

《経営事項審査（経営規模等評価、総合評定値）の流れ（兵庫県知事許可業者）》



申込み（審査日の予約）

建設業者（以下「申請者」という。）は、「郵便往復はがき」で所管県民局あてに経営規模等評価の申請等を申し込まず（審査日の予約）。

また、決算書の調整期間を考慮して、毎事業年度経過後 2 か月以内を目処として申込みをしてください。

なお、但馬県民局では、取扱いが一部異なりますので、審査日を直接問い合わせてください。

経営事項審査指定日の通知

所管県民局は、申請者に審査日を「返信はがき」で通知します。

なお、審査日については、申込み状況によっては希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、審査指定日に受審できない場合は、速やかに所管県民局まで申し出てください。

申請（経営事項審査の受審）

申請者は、審査指定日に提出書類及び必要な提示書類を持参の上、審査を受けてください。

立入調査等

審査過程で、申請内容に疑義が生じた場合等には、必要に応じて関係書類の提出を求めたり、営業所への立入調査等を実施することがあります。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の送付

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、提出書類等に訂正等がある場合を除き、審査日から概ね 1 か月後となります。

「郵便往復はがき」の記載例

郵便往復はがきは、下記の記載例により記載してください。

往信（表）	返信（裏）	返信（表）	往信（裏）								
<p>50 郵便往復はがき</p> <p>市 町 丁目 県民局県土整備部 課 行 (経営規模等評価 申込)</p>	<p>審査指定日通知票</p> <p>1 審査指定日時 平成 年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2 審査会場</p> <p>3 提出部数及び持参書類 経営規模等評価申請要領参照</p> <p>4 その他 審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。</p> <p>行政庁使用欄</p>	<p>50 郵便往復はがき</p> <p>申請者又は委任を受けた 行政書士の 郵便番号 住所 商号又は 名称 代表者名(行政書士名) 気付 (申請者の所在地とはがきの 返送先が違う場合に記入)</p>	<p>1 許可番号 知事(般・特-)第 号</p> <p>2 商号又は名称及び代表者名</p> <p>3 法人・個人の別 法人・個人 (どちらかに)</p> <p>4 申請者の所在地 〒 兵庫県</p> <p>5 電話番号 () -</p> <p>6 審査基準日(決算日)平成 年 月 日</p> <p>7 審査希望時期 平成 年 月 上旬・中旬・下旬</p> <p>8 経営状況分析の申請日 (予定日を含む)平成 年 月 日</p> <p>行政庁使用欄</p> <table border="1"><thead><tr><th>受付印</th><th>審査指定日</th><th>送付日</th><th>その他</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	受付印	審査指定日	送付日	その他				
受付印	審査指定日	送付日	その他								

注 1 経営規模等評価の申請と総合評定値の請求とを併せて行う場合には、登録経営状況分析機関が交付する経営状況分析結果通知書の提出が必要ですので、往復はがきの審査希望時期欄は、経営状況分析結果通知書が受領できる時期を考慮して記入してください。

2 個人事業主であった者が、営業の同一性を失うことなく法人として新規に許可を取得した場合には、「6 審査基準日」欄は当該法人の設立日とみなして申請できますので、余白に「法人成り第一決算日未到来」と朱書きしてください。

6 再審査の申立

- (1) 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価を行った許可行政庁に対して、審査結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。
- (2) なお、審査後、申請者側による記載間違いや記入漏れ等の理由、又は審査日当日に申請に必要な提示書類（確認資料等）を提示せず後日提示する等といった理由によって、同一審査基準日で再審査を申し立てることはできませんので、ご注意ください。
- (3) また、一度受付した申請パターン及び申請業種の変更は、一切認められません。

7 経営事項審査関係書類の保存

経営事項審査関係書類について、許可行政庁及び公共工事の発注機関から、前年度及び前々年度の経営事項審査に係る書類の提示を求められることがありますので、大切に保存してください。

8 経営事項審査の結果の公表

- (1) 経営事項審査の結果は、公表されますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 知事許可業者については、許可行政庁（所管県民局の審査担当課）で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを閲覧するという形で、経営事項審査の結果を公表しています。
- (3) また、（財）建設業情報管理センターのホームページ（<http://www.ciic.or.jp/>）でも、経営事項審査の結果を閲覧することができます。

9 申請書類

(1) 提出書類及び綴込み順序

順序	提出書類	備考	チェック
1	表紙		
2	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	(20001帳票)	
3	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	(20002帳票)	
4	工事種類別完成工事高付表	必要な場合のみ、提出してください。	
5	その他の審査項目(社会性等) (20004帳票)		
6	技術職員名簿 (20005帳票)		
7	経営状況分析結果通知書 (10006帳票)	総合評定値の請求をする場合に必要です。 (原則として原本を提出してください。 原本の写しを提出する場合は、原本の提示が必要です。)	
8	工事経歴書 [様式第二号]	はじめての申請の際は必要です。	
	審査手数料		

とじ込みは、A4サイズの用紙の左側をホッチキス止め、又はひも綴じとします。

(2) 提出部数

ア 知事許可業者：正本1部、副本1部

知事許可業者は、正本1部と副本1部を作成の上、許可行政庁まで持参してください(なお、(社)兵庫県建設業協会等で購入された申請用紙は、3枚複写となっていますので、それぞれ2枚目を副本、3枚目を正本に使用し、1枚目は入力票としてとじ込まずに提出してください。)

イ 大臣許可業者：正本1部、副本2部

申請書、添付書類用紙及び申請要領の取扱い先

- ・(社)兵庫県建設業協会(神戸市西区美賀多台1-1-2 電話078-997-2300)及び同協会の各支部
- ・(財)兵庫県住宅建築総合センター(神戸市中央区雲井通5-3-1サパル6階 電話078-252-0091)

10 経営規模等評価申請に必要な提示（提出）書類

下記の提示書類については、必要に応じて提出を求めることがありますので、その場合にはご協力ください。

提 示 書 類		摘 要
建設業許可通知書	(写し可)	
建設業許可申請書の副本	(受付印のある原本)	
決算変更届出書 (消費税抜きのもの)	(受付印のある原本)	1. 工事種類別完成工事高を2年平均で申請する場合は直前2期分、3年平均で申請する場合は直前3期分のもの 2. 決算期変更、法人成り等の場合は、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)に記載した期間分のもの 3. 許可取得年等の関係で1期又は2期分の決算変更届出書しか提出していない場合は、基準決算の直前1期又は2期分の決算変更届出書を作成してください。
変更届出書	(受付印のある原本)	決算変更届出書以外のもので、 の副本受付日以降審査日までのもの
経営規模等評価申請書の副本	(受付印のある原本)	工事種類別完成工事高を2年平均で申請する場合は、前回の申請時におけるもの、3年平均で申請する場合は、前回及び前々回の申請時におけるもの
職員に係る提示書類		
給与台帳又は賃金台帳 (正社員・パート・アルバイト等を含む全員のもの)	(原本)	1. 審査基準日のもの。ただし、 の源泉納付済領収書が特例扱い(半期払)の場合は、審査基準日又は直前の審査基準日のものに加え、それぞれの半期分の給与台帳又は賃金台帳が必要です。 2. 審査基準日又は直前の審査基準日に病欠等の理由で賃金が支給されていない場合等は、審査基準日又は直前の審査基準日の前後の給与台帳又は賃金台帳が必要です。
給与所得に係る源泉徴収 所得税の納付済領収書 (全職員の給与所得に係るもの)	(原本)	の給与台帳又は賃金台帳に対応するもの
〔出向社員がいる場合〕 出向契約書(覚書)、出向先と出向元の給与等の請求書及び支払関係のわかる書類	(原本)	(審査基準日又は直前の審査基準日に係るもの)

健康保険被保険者証	(写し)	(審査基準日に係るもの)
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	(原本)	該当するのは、法人の場合、事業所に5人以上の従業員を使用する個人事業者の場合、又は事業所に4人以下の従業員を使用し健康保険被保険者証を交付している団体に加入している事業者の場合
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	(原本)	
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	(原本)	(審査基準日に係るもの) 該当するのは、事業所に4人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、健康保険被保険者証を発行していない場合
工事種類別完成工事高に係る提示書類		
所得税又は法人税の確定申告書の控え一式(別表・財務諸表・内訳書)	(税務署受付印のある原本)	工事種類別完成工事高を2年平均で申請する場合は直前2期分、3年平均で申請する場合は直前3期分のもの。 ただし、決算期変更、法人成り等の場合は、工事種類別完成工事高(20002帳票)に記載した期間分の申告書が必要です。
税務申告を電子申請で行っている場合は、電子申請をしていることがわかる書類(送信票、受信票)と法人税(所得税)の納付済領収書	(原本)	
〔申告義務のある者〕消費税確定申告書の控え(付表含む。)	(税務署受付印のある原本)	に同じ
税務申告を電子申請で行っている場合は、電子申請をしていることがわかる書類(送信票、受信票)と納付済領収書	(原本)	
兼業事業の売上高を完成工事高に含めて税務申告している場合	完成工事高の確認できる書類 (原本)	工事請負台帳、すべての工事請負契約書等、決算変更届書の基礎資料となるもの
審査を受ける業種が「土木」、「とび・土工・コンクリート」、「鋼構造物」工事業の場合で、その内訳を表示する際、完成工事高があるとき	当該内訳工事の完成工事高の確認できる資料 (原本)	左記3業種を申請する場合は、その内訳である「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」を完成工事高の有無にかかわらず申請してください。 ただし、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高を土木工事に含めて申請する場合は、土木工事の内訳としてプレストレストコンクリート工事を表示しなければならず、法面処理工事の完成工事高は土木工事の内訳として表示できません。

	契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）による減額変更前の契約額で完成工事高を記載する場合	契約後VEであることがわかり、かつ当初契約金額と減額後の契約金額がわかる契約書 （原本）	（公共工事に限る。）
その他の審査項目（社会性等）に係る提示書類			
雇用保険加入の有無	公共職業安定所から交付される資格取得等確認通知書、被保険者証、又は審査基準日を含む年度の概算保険料（確定保険料）申告書（確定保険料算定基礎賃金集計表を含む。）及び納付済領収書	（原本） いずれか一点	
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	社会保険事務所から交付を受けた被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、又は被保険者報酬月額算定基礎届	（原本） いずれか一点及び審査基準日を含む前後3か月間の納付領収書	健康保険と厚生年金保険が別々の機関で加入されている場合は、両保険の左記の書類が必要です。 （また、健康保険の被保険者となるべき従業員が、全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合で、厚生年金保険に加入しなければならないときは、国民健康保険の被保険者証（写）等と、厚生年金の決定通知書及び納付済領収書との両方の資料が必要です。）
建設業退職金共済制度加入の有無	独立法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の兵庫県支部の発行する経営事項審査申請用の加入・履行証明書	（原本）	
退職一時金制度導入の有無	独立法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書、共済契約書、又は自社退職金制度としての労働協約、就業規則	（原本） いずれか一点及び加入者数・加入者名のわかる書類	就業規則は、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払時期に関する規定があることが必要です。 また、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署の受付印がある就業規則を提示してください。
企業年金制度導入の有無	厚生年金基金、確定拠出年金運営管理機関、企業年金基金又は資産管理運用機関の発行する加入証明書、又は信託銀行・生命保険会社等の交付する適格退職年金の契約書	（原本） いずれか一点及び加入者数・加入者名のわかる書類	

<p>法定外労働災害補償制度加入の有無</p>	<p>(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社等の発行する下記アからオの条件をすべて満たしていることのわかる加入者証、保険証券</p> <p>ア 通勤災害及び業務災害に関する給付があること</p> <p>イ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象としていること</p> <p>ウ 自社社員及び全下請社員を対象としていること</p> <p>エ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場において適用があること</p> <p>オ 審査基準日において加入していること</p>	<p>(原本)</p> <p>いずれか一点</p> <p>(保険会社の発行する任意様式の証明書は不可)</p> <p>(保険証券で内容が確認できない場合は約款も提示)</p>	<p>建設業者団体、互助会等が取り扱う団体保険制度に加入している場合は、政府の労働災害補償保険の申告書及び納付済領収書に加え、保険会社が発行する団体保険制度への加入証明書(上記アからオまでの要件及び申請者名が確認できるもの)、及び建設業者団体、互助会等への団体保険の加入申込書(契約書)等が必要です。</p> <p>準記名式普通傷害保険の取扱いについて</p> <p>準記名式普通傷害保険の場合は、審査基準日を含む次の書類が必要です。</p> <p>a 準記名式普通傷害保険の保険証券(附属明細書を含む)及び契約約款(被保険者数が全下請負人を含むもの)</p> <p>b 政府の労働災害補償保険の申告書及び納付済領収書</p>
<p>防災協定の締結の有無</p>	<p>ア 申請者が単独で国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合</p> <p>イ 申請者の加入している社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合</p>	<p>防災協定(写し)</p> <p>以下のすべての書類</p> <p>a 防災協定(写し)</p> <p>b 申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(国、特法人等又は地方公共団体が承認した当該団体の活動計画書等)</p> <p>c 申請者が審査基準日において、当該団体に加入していることを証する書類(当該団体が発行する証明書等)</p>	

監査の 受審状 況	有価証券報告書又は監査 報告書	(写し)を提出	会計監査人の設置
	会計参与報告書	(写し)を提出	会計参与の設置
	経理処理の適正を確認し た旨の書類	(原本)を提出	
公認会 計士等 数	(常勤社員のなかに資格 を有する者がいる場合)	合格証書等 (写し可)	(1級及び2級建設業経理事務士について は、従来どおり審査対象です。)
技術職員名簿に係る提示書類			
	技術職員名簿に記載した 職員のうち国家資格及び 平成10年7月1日改正で 新たに認められた民間資 格を有する者	資格者証等(写し)	前年度の経営規模等評価申請書の技術職 員の有資格と変更のない場合は、省略が可 能です。 (ただし、平成10年7月1日の改正で新た に認められた民間資格を有する場合及び大 臣認定者の場合は、資格者証等の提示が必 要です。)
	学卒プラス実務経験の者	高等学校又は大学の卒業証 明書等(写し)	
	監理技術者講習受講	監理技術者資格証及び監理 技術者講習修了証 (写し)	当期事業年度開始日の直前5年以内であ って、平成16年2月29日以前に交付された 資格者証を保有している場合及び平成16年 2月29日以前に指定講習を受講し、平成16 年3月1日以降に交付された資格者証を保 有している場合は、講習受講とみなします。
	登録基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証 (写し)	

11 審査手数料

審査手数料の額は、次の一覧表のとおりです。

なお、経営状況分析の手数料の額については、登録経営状況分析機関へ、直接問い合わせ確認してください。

知事許可業者：兵庫県収入証紙

大臣許可業者：収入印紙

区分 申請業種数	経営規模等評価手数料 (8,100円 + 2,300円 × 業種数)	総合評定値通知手数料 (400円 + 200円 × 業種数)	合計
1業種	10,400円	600円	11,000円
2業種	12,700	800	13,500
3業種	15,000	1,000	16,000
4業種	17,300	1,200	18,500
5業種	19,600	1,400	21,000
6業種	21,900	1,600	23,500
7業種	24,200	1,800	26,000
8業種	26,500	2,000	28,500
9業種	28,800	2,200	31,000
10業種	31,100	2,400	33,500
11業種	33,400	2,600	36,000
12業種	35,700	2,800	38,500
13業種	38,000	3,000	41,000
14業種	40,300	3,200	43,500
15業種	42,600	3,400	46,000
16業種	44,900	3,600	48,500
17業種	47,200	3,800	51,000
18業種	49,500	4,000	53,500
19業種	51,800	4,200	56,000
20業種	54,100	4,400	58,500
21業種	56,400	4,600	61,000
22業種	58,700	4,800	63,500
23業種	61,000	5,000	66,000
24業種	63,300	5,200	68,500
25業種	65,600	5,400	71,000
26業種	67,900	5,600	73,500
27業種	70,200	5,800	76,000
28業種	72,500	6,000	78,500

(注) 審査手数料については、申請業種数と審査手数料とが合致しているかどうかを確認してください。
また、申請業種が、申請時点において許可業種であることも十分確認してください。

12 国土交通大臣許可業者に係る経営規模等評価申請等

(1) 経営規模等評価の申請

国土交通大臣許可業者（以下「大臣許可業者」という。）は、経営規模等評価等の申請に当たって、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」及び「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」に記載している確認書類を、許可行政庁（所管県民局の審査担当課）まで持参の上、提出してください。

なお、確認書類は、封筒に封入し、当該封筒の表に同チェックリストを貼付してください。

また、「往復はがき」による事前の申込み及び「10 経営規模等評価申請に必要な提示書類」は、不要です。

(2) 審査手数料

審査手数料は、「収入印紙」を貼付してください（額については、「11 審査手数料」の一覧表を参照ください。）

(3) 提出部数

正本1部及び副本2部

大臣許可業者は、正本1部と副本2部を作成の上、許可行政庁まで持参してください（なお、(社)兵庫県建設業協会等で購入された申請用紙は、3枚複写となっており、それぞれ2枚目を副本、3枚目を正本に使用してください。また、1枚目の入力票は不要です。）

(4) 審査庁

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業課

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44

電話 06-6942-1141（代）

完成工事高を水増ししたり、監査の受審対象となった計算書類や財務諸表等の内容に虚偽があったとき等は、虚偽の申請となり、建設業法の監督処分対象となります。

また、在籍していない技術職員を誤って技術職員名簿に掲載していた場合等も、虚偽申請に当たりますので、申請書の作成に当たっては十分ご注意ください。

経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト

申請者

申請事務担当者

電話番号

チェック欄	番号	確認書類
	1	審査対象営業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2)の写し並びに消費税納税証明書(その1)の写し
	2	工事経歴書に記載されている工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方からそれぞれ十件(記載されている工事の件数が十件に満たない場合はすべて)の工事に係る工事請負契約書の写し又は「注文書と請書のセット」の写し
	3	法人税申告書別表(別表六(-)及び(二)など減価償却費として計上した金額を証明する書)類の写し並びに規則別記様式第十五号及び第十六号による貸借対照表及び損益計算書の写し
	4	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面の写し
	5	規則別記様式第二十五号の十一別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し
	6	労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し
	7	健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し
	8	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し
	9	企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類であって、次に掲げるいずれかの書類 (1) 中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、又は労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し〔退職一時金規程を含むもの〕 (2) 厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面又は資産管理運用機関との間の契約書の写し
	10	(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し
	11	防災協定書の写し (申請者の所属する団体が防災協定を締結している場合にあっては、当該団体への加入を証明する書類及び防災活動に対し一定の役割を果たすことを証明する書類)
	12	有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は社内の建設業経理事務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及び1級建設業経理事務士等(2級除く。)に合格した者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名・押印を付したもの
	13	建設業経理事務士の1級試験又は2級試験の合格証の写し
	14	規則別記様式第十七号の二による注記表の写し(会計監査人設置会社のみ該当)

* 別途追加資料を提出していただく場合があります。

許可行政庁（所管県民局の審査担当課）一覧

[兵庫県知事許可業者]

区分	審査担当課	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
兵 庫 県 知 事 許 可	神戸県民局 県土整備部建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5	078-737-2194/2195	神戸市
	阪神南県民局 県土整備部建築課	〒660-0892 尼崎市東難波町5-15-13	06-4868-5113/5114	尼崎市、西宮市、芦屋市
	阪神北県民局 県土整備部建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3213/3193	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
	東播磨県民局 県土整備部建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町 天神木97 - 1	079-421-9231/9405	明石市、加古川市、高砂 市、稲美町、播磨町
	北播磨県民局 県土整備部建築第2課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9408/9409	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	中播磨県民局 県土整備部建築課	〒670-0947 姫路市北条1 - 98	079-281-9566/9562	姫路市、市川町、福崎町、 神河町
	西播磨県民局 県土整備部建築第2課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2258/2259	相生市、たつの市、赤穂 市、宍粟市、上郡町、太 子町、佐用町
	但馬県民局 県土整備部建築第1課	〒668-0025 豊岡市幸町7 - 11	0796-26-3756/3757	豊岡市
	但馬県民局 県土整備部建築第2課	〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4	0796-83-3866	香美町、新温泉町
	但馬県民局 県土整備部建築第3課	〒667-0022 養父市八鹿町下網場320	079-662-2266/2267	養父市、朝来市
丹波県民局 県土整備部建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3862/3863	篠山市、丹波市	
淡路県民局 県土整備部建築課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-3246/3247	洲本市、淡路市、南あわ じ市	

[国土交通大臣許可]

経 由 機 関	兵庫県県土整備部 県土企画局 総務課 建設業係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1	078-341-7711 内線4575 / 4576	兵庫県
------------------	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	-----

審 査 庁	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係	〒540-8586 大阪市中央区大手前1 - 5 - 44	06-6942-1141(代)	大阪府、京都府、 兵庫県、滋賀県、奈良県、 和歌山県、福井県
-------------	---------------------------------------	-------------------------------------	-----------------	--------------------------------------

近畿地方整備局 <http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/daizinkyoka.html>

案内情報、様式等 http://www.mlit.go.jp/onestop/137/137-002_.html

(別表)(四)

コード	資格区分
-----	------

001	法第7条第2号イ該当
002	法第7条第2号ロ該当
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

建設業法	111	一級建設機械施工技士
	212	二級 " (第1種~第6種)
	113	一級土木施工管理技士
	214	二級 " (土木)
	215	" (鋼構造物塗装)
	216	" (薬液注入)
	120	一級建築施工管理技士
	221	二級 " (建築)
	222	" (躯体)
	223	" (仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士
	228	二級 "
	129	一級管工事施工管理技士
	230	二級 "
	133	一級造園施工管理技士
234	二級 "	

建築士法	137	一級建築士
	238	二級 "
	239	木造 "

技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)
	145	機械・総合技術監理(機械)
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)

	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
電気工事士法	155	第一種電気工事士
	256	第二種 " 3年
	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 5年
電気事業法		
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年
消防法	168	甲種消防設備士
	169	乙種 "
職業能力 開発促進 法	171	建築大工（1級）
	271	"（2級） 3年
	172	左官（1級）
	272	"（2級） 3年
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）
	273	" " " "（2級） 3年
	166	ウェルポイント施工（1級）
	266	"（2級） 3年
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）
	274	" " "（2級） 3年
	175	給排水衛生設備配管（1級）
	275	"（2級） 3年
	176	配管・配管工（1級）
	276	" "（2級） 3年
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）
	277	" "（2級） 3年
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み
	278	" "（2級） 3年
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工
	279	" "（2級） 3年
	180	石工・石材施工・石積み（1級）
	280	" " "（2級） 3年
	181	鉄工・製罐（1級）
	281	" "（2級） 3年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）
	282	" "（2級） 3年
	183	工場板金（1級）
	283	"（2級） 3年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）
	284	" " "（2級） 3年

185	板金・板金工・打出し板金(1級)
285	〃 〃 〃 (2級) 3年
186	かわらぶき・スレート施工(1級)
286	〃 〃 (2級) 3年
187	ガラス施工(1級)
287	〃 (2級) 3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)
288	〃 〃 〃 (2級) 3年
189	建築塗装・建築塗装工(1級)
289	〃 〃 (2級) 3年
190	金属塗装・金属塗装工(1級)
290	〃 〃 (2級) 3年
191	噴霧塗装(1級)
291	〃 (2級) 3年
167	路面標示施工
192	畳製作・畳工(1級)
292	〃 〃 (2級) 3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)
293	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年
194	熱絶縁施工(1級)
294	〃 (2級) 3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)
295	〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年
196	造園(1級)
296	〃 (2級) 3年
197	防水施工(1級)
297	〃 (2級) 3年
198	さく井(1級)
298	〃 (2級) 3年

061	地すべり防止工事	1年
062	建築設備士	1年
063	計装	1年
064	基幹技能者	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号八に該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

(別表)(五)

コード	資 格 区 分
-----	---------

301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	ぼ装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //

412	鉄筋工事業	〃
413	ほ装工事業	〃
414	しゆんせつ工事業	〃
415	板金工事業	〃
416	ガラス工事業	〃
417	塗装工事業	〃
418	防水工事業	〃
419	内装仕上工事業	〃
420	機械器具設置工事業	〃
421	熱絶縁工事業	〃
422	電気通信工事業	〃
423	造園工事業	〃
424	さく井工事業	〃
425	建具工事業	〃
426	水道施設工事業	〃
427	消防施設工事業	〃
428	清掃施設工事業	〃

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
502	建築工事業	〃
503	大工工事業	〃
504	左官工事業	〃
505	とび・土工事業	〃
506	石工事業	〃
507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	ほ装工事業	〃
514	しゆんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃

526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
-----	---	--

備考

1 級技術者...法第15条第 2 号イに該当する者

2 級技術者...法第27条第 1 項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第 7 条第 2 号八に該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であつて 1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者...法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第 2 号八に該当する者で 1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び 2 級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者...建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習を終了した者で 1 級技術者以外の者

技術職員資格区分コード（０９９）に該当するもの

大工工事業	<p>1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
とび・土工工事業	<p>土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
屋根工事業	<p>建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
しゅんせつ工事業	<p>土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
ガラス工事業	<p>建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
防水工事業	<p>建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
内装仕上げ工事業	<p>1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
熱絶縁工事業	<p>建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
水道施設工事業	<p>土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>